

北秋田まち美化活動支援事業（補助金）実施要領

（目的）

第1条 この事業は、北秋田まち美化活動（以下、「まち美化活動」という。）を実施する団体に対し、補助金を交付することにより、活動を支援することを目的とする。

（対象期間）

第2条 当該年度のまち美化活動の活動計画書を提出した日から2月末日までに実施する活動を対象とする。

（対象団体）

第3条 北秋田地域振興局建設部長とまち美化活動に関する協定を締結している団体とする。

（対象活動）

第4条 まち美化活動において実施する活動を対象とする。

2 秋田県が委託又は補助する活動と重複する活動は補助の対象としない。

（補助の内容及び限度額）

第5条 まち美化活動を実施する団体への補助の対象となる経費及び補助限度額は別表1のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を希望する団体は、最初の活動日より7日前までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出する。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）事業実施計画書（様式第2号）

（交付決定通知）

第7条 秋田県財務規則第250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（中止承認申請）

第8条 団体は、補助の対象となっている活動を中止する場合は、中止承認申請書（様式第4号）を提出する。

（実績報告書の提出）

第9条 団体は、活動終了後から起算して14日以内に、実績報告書（様式第5号）に次の資料を添付し提出するものとする。

（1）事業実績書（様式第6号）

（2）参加者名簿（様式第7号）

（3）活動を証明する写真等の資料

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 前条の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査を行い、補助金の額の確定を行う。

2 補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するとき、補助金額の確定通知(様式第8号)により通知するものとする。

3 補助金の交付は、実績報告書の提出を受けてから交付するものとする。

(補助金の請求)

第11条 団体は、補助金額の確定を受けた後、請求書(様式第9号)により請求するものとする。

附 則

この要領は平成25年4月1日から適用する。

この要領は平成28年4月1日から適用する。(改定)

別表1

補助の対象となる経費

活動内容	費用の内訳
清掃活動 美化活動	燃料費 軍手・ゴミ袋 種苗・フラワーポット・肥料代 その他
その他	保険料 参加者飲料代 通信費等(切手、封筒、写真印刷など)

補助限度額

参加人数 (のべ人数)	補助限度額
10人から19人まで	10,000円
20人から29人まで	15,000円
30人以上	20,000円

※1 交付決定を受けた後において、支出された経費の減少並びに参加人数(のべ人数)の減少による補助金限度額の減少が生じた場合は、当該補助金を減じるものとする。

※2 交付決定を受けた後において、支出された経費の増加並びに参加人数(のべ人数)の増による補助金限度額の増加が生じた場合においても当該補助金の額を増額することはできない。

※3 1回あたりの活動における参加人数は5人以上とし、5人に満たない場合は補助の対象としない。